

# 「加賀市版R E 1 0 0 推進協議会」設立総会

日 時：令和元年 10 月 3 日(木)15:30～

会 場：加賀市市民会館 3 階会議室 13

## 次 第

1 開 会

2 基調講演

講師 川又孝太郎氏(環境省大臣官房環境計画課課長)

演題 「環境で地方を元気に！

～地域循環共生圏づくり～」

3 趣旨説明

4 あいさつ 加賀市長 宮 元 陸

5 規約及び今後の事業計画について

6 閉会

7 記念撮影

# 加賀市版RE100推進協議会設立総会

## 出席者名簿（順不同）

No.	団体名	役職名	氏名	備考
1	加賀市	市長	宮元 陸	
2	加賀商工会議所	会頭	新家 康三	代理出席 専務理事 西出 正光
3	山中商工会	会長	櫻井 比呂之	
4	加賀農業協同組合	代表理事組合長	中村 眞	
5	石川県漁業協同組合 加賀支所	運営委員長	橋本 勝寿	
6	(一)石川県エルピーガス 協会加南支部	支部長	日根 悟司	
7		副支部長	矢田郷 裕昭	
8	加賀市総合サービス(株)	代表取締役	大和 徳泰	
	※市内企業・事業所			
	※加賀市部局長			

## 設立趣意書

気候変動など世界的な危機意識を背景に、2015年9月、150を超える加盟国首脳に参加のもと、「持続可能な開発目標(SDGs)」が設定されました。このSDGsをきっかけに、世界の投資家は一齐に環境・社会・経済の面で持続可能な企業への投資に切り替えを進めております。特に、世界のグローバル企業は「脱炭素」などを念頭に資金を集中投資し、成長を目指しております。また、そうした企業との取引は脱炭素を要求されるようになってきており、世界的な潮流となってきております。

我が国では、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減するとの目標を掲げていますが、加賀市では、この目標以上の削減を、世界首長誓約で宣言したところでもあります。

こうしたことを踏まえ、加賀市においても、公共、民生分野を問わず、再生可能エネルギーを活用し、脱炭素への転換を図る時期がきていると考えています。

また、加賀市では、エネルギーの消費に伴う資金が一方向的に域外へ流出しており、この資金の域外流出等が、加賀市全体の活力を低下させている要因の1つと考えております。このため、エネルギーの消費に伴う資金の域外流出を防ぎ、市内で循環させる仕組みを構築することができれば、地域経済も活性化できるのでは、と考えております。

加賀市では、本年4月1日より、再生可能エネルギーを活用した「脱炭素」と「地域内経済循環」を目指し、自治体新電力事業を開始したところでもあります。今後、さらに「脱炭素」「地域内経済循環」を強力に推し進めるため、会員間の情報共有を図りながら、再生可能エネルギー活用の可能性を考える「加賀市版 R E 1 0 0 推進協議会」を設立し、行政、団体、企業、市民が一体となって取組むものとします。

令和元年（2019年）10月

以 上

## 加賀市版 RE100 推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「加賀市版 RE100 推進協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、加賀市（以下「市」という。）における再生可能エネルギーを活用した脱炭素社会の実現及び地域内経済循環による地域経済の活性化を目指し、再生可能エネルギーの推進に関して、市内の団体及び企業や個人並びに市その他行政機関が一体となって取り組んでいくことにより、活力にあふれ、創造性豊かで、持続可能なまちの実現に資することを目的とする。

(役割)

第3条 協議会は、加賀市における脱炭素社会と地域内経済循環の構築の推進に関し、次に掲げることに連携して取り組むことを役割とする。

- (1) 前条の目的に賛同する会員が相互に情報の交換や共有を行うこと。
- (2) 市内における再生可能エネルギーの活用に関すること。
- (3) 市民への普及、啓発に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会員により組織する。

- 2 協議会に、専門的知識を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、加賀市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長になる。
- 3 会長は、必要に応じて意見を求めるために、会議にオブザーバーを入れることができる。

(理事会)

第7条 第3条に定める役割に係る必要な調整その他協議会の運営を円滑に行うため、協議会に理事会を置く。

- 2 理事会は、会長及び会員の中から会長が指名する者で構成する。
- 3 理事会に、専門的知識を有する者をアドバイザーとして置くことができる。
- 4 理事会は、必要に応じて意見を求めるために、会議にオブザーバーを入れることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、市の政策推進担当課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年10月3日から施行する。

## 暴力団等排除に関する特約条項

協議会は、会員が以下に該当するときは、退会させることができる。

会員（会員が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 役員等（会員が個人である場合にはその者を、会員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

# 加賀市版RE100推進協議会

## 理事会名簿（順不同）

（令和元年10月3日現在）

No.	団体名	役職名	氏名
1	加賀市	市長	宮元 陸
2	加賀商工会議所	会頭	新家 康三
3	山中商工会	会長	櫻井 比呂之
4	加賀農業協同組合	代表理事組合長	中村 眞
5	石川県漁業協同組合 加賀支所	運営委員長	橋本 勝寿
6	(一)石川県エルピーガス協会 加南支部	支部長	日根 悟司
7	加賀市総合サービス(株)	代表取締役	大和 徳泰

## 今後の事業計画について

### ●加賀市の政策

- ・世界首長誓約/日本 へ署名 (2018.11)
- ・加賀市自治体新電力事業開始 (2019.4)
- ・地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業 (2019.3)
- ・加賀市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

(今年度更新作業中)

### ●今後の会議予定

- ・情報共有

例) 国の制度紹介、国内の先進事例

- ・再生可能エネルギー活用の可能性

例) 加賀市内における再生可能エネルギー調査について

をテーマに勉強会、研修を年2回程度開催し、情報交換を行う。

・  
脱炭素  
・  
加賀市内経済循環



## 加賀市版RE100推進協議会

### 理事会

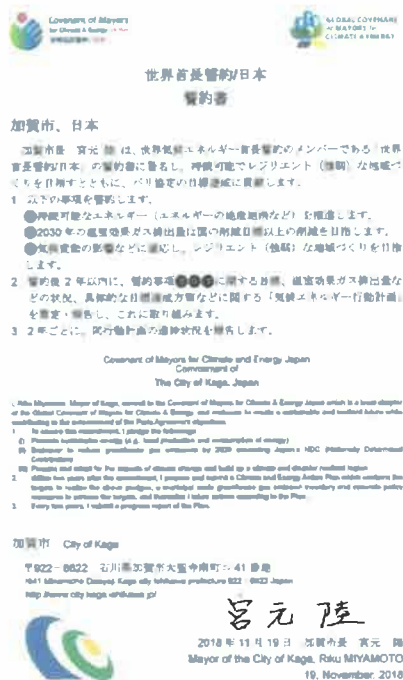
- ・加賀市
- ・加賀商工会議所
- ・山中商会会
- ・JA加賀
- ・JFいしかわ加賀支所
- ・石川県LPG協会加南支部
- ・加賀市総合サービス(株)

趣旨に賛同する  
全ての団体・企業・個人



## 世界首長誓約/日本

加賀市は2018年11月に世界首長誓約/日本に署名



- ・世界首長誓約とは…
- 以下の事項を誓約します。
- ①持続可能なエネルギー（エネルギーの地産地消など）を推進します。
- ②2030年の温室効果ガス排出量は国の削減目標以上の削減を目指します。
- ③気候変動の影響などに適応し、レジリエント（強靱）な地域づくりを目指します。

同時に、パリ協定の目標達成に貢献します。

## 加賀市自治体新電力事業

人口減少や資金の市外流出 等  
市全体の活力低下



地域内経済循環による活性化

## 地域内経済循環を目指す「加賀市版RE100」

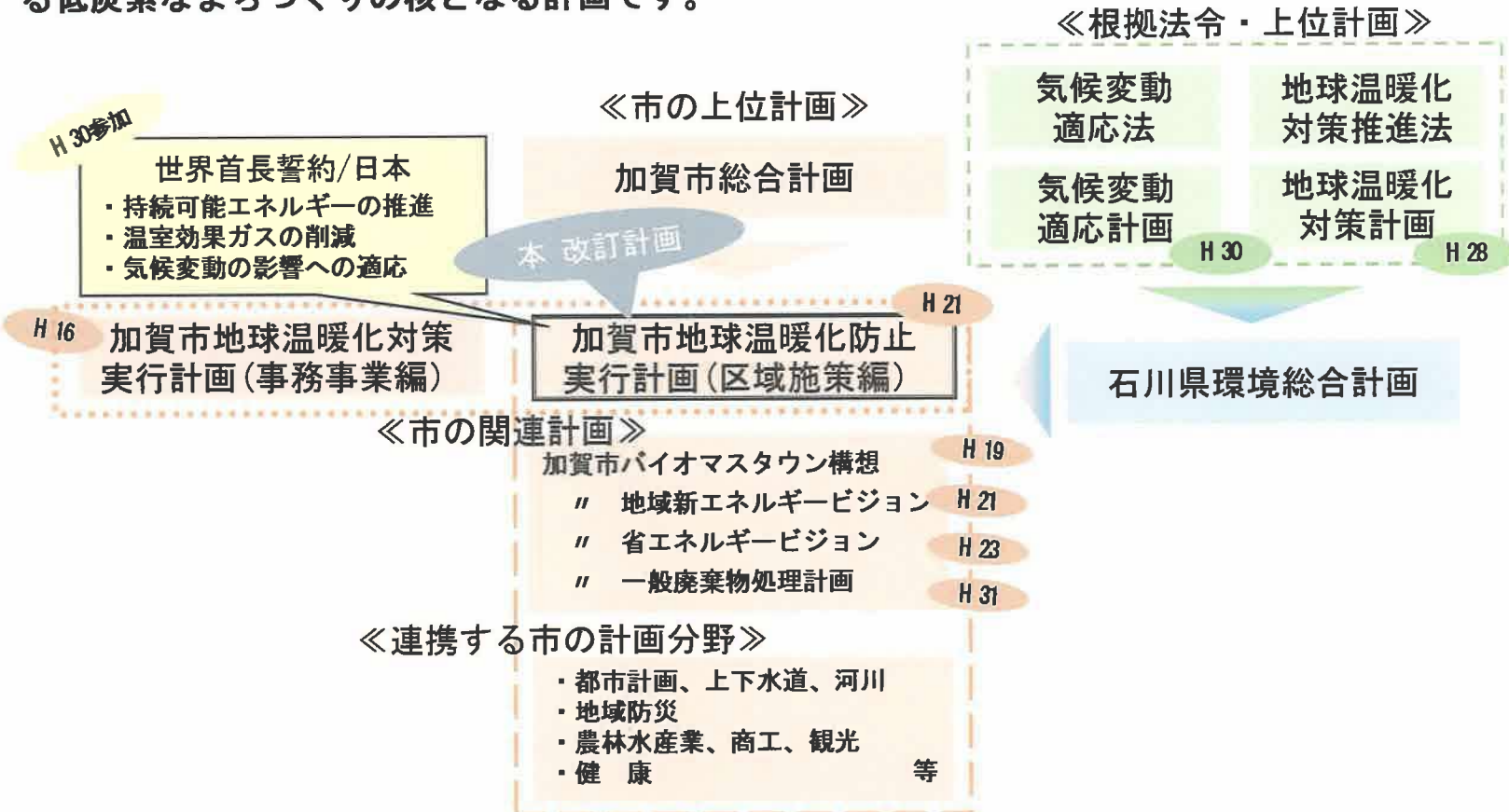
公共分野、民生分野を問わず、加賀市内におけるエネルギー需要を100%地域で生産した（地産）再生可能エネルギーで賄う（地消）ことを目指す。加賀市再エネ100%の実現により、エネルギーの完全な自給自足ができる強靱な地域社会を作り上げるとともに、地域内経済循環の実現による地域経済の活性化を図る。

## 『加賀市版RE100』の実現に向けて「自治体新電力」に取り組む

- 新電力事業は加賀市総合サービス㈱の事業部門が実施する。
- 加賀市と加賀市総合サービス㈱は、「地域内経済循環を目指す加賀市版RE100に関する協定」を締結

## 加賀市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）

- ・加賀市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策の推進を目的として、温室効果ガスの排出抑制などにつき、行政のみならず住民・事業者等が地域の自然的社会的特性を踏まえた取組みを示す計画です。
- ・また、気候変動の影響の適応や新たな事業、産業の創出などの地域づくりの推進にもつながる低炭素なまちづくりの核となる計画です。



- 情報共有
  - 例) ・国の制度紹介
  - ・国内の先進事例
- 再生可能エネルギー活用の可能性
  - 例) ・加賀市内における再生可能エネルギー調査について



- ・勉強会、研修…年2回程度開催